

公益財団法人まちみらい千代田評議員の報酬等に関する規程

平成 24 年 3 月 19 日 規程第 2 号

改正 平成 24 年 5 月 31 日 規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 196 条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 条）第 5 条第 13 号並びに公益財団法人まちみらい千代田（以下「法人」という。）の定款第 19 条の規定に基づき、法人の評議員の報酬並びに費用の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 法人定款第 19 条に規定する評議員の報酬の額については別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、千代田区に勤務する常勤の職員には支給しない。

(旅費)

第 4 条 評議員がその職務により旅行するときは、職員の旅費に関する規程により支給する。

(支給方法等)

第 5 条 評議員の報酬は、評議員会開催日等勤務した日に支給する。ただし、その月の相当日数の勤務をする場合には、当月分をまとめて支給することができる。

- 2 法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第 6 条 法人はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 7 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人まちみらい千代田の設立の登記の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

種 別	報酬等
評議員	日 額 1 5 , 0 0 0 円